

1 日 時 令和 3 年 11 月 11 日 木曜日
開会 10 時 00 分 閉会 11 時 20 分

2 場 所 京都市総合教育センター 第 1 研修室

3 出席者	教 育 長	稲田 新吾
	委 員	奥野 史子
	委 員	高乗 秀明
	委 員	笹岡 隆甫
	委 員	野口 範子
	委 員	松山 大耕

4 欠席者 なし

5 傍聴者 なし

6 議事の概要

(1) 開会

10 時 00 分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1460 回京都市教育委員会会議の会議録について、教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 2 件

イ 議決事項

議案第 32 号 京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

(事務局説明 関 教職員人事課長)

本年 2 月の市会で制定された教職員のいわゆる給与カット条例については、校長においては本年 4 月から、校長以外においては本年 7 月から施行されているが、本議案は、その期間を延長するものである。

まず、給与カットの目的について、本市の財政が極めて危機的な状況のなか、今後想定

しておかなければならない災害等の緊急事態に際して、市民の命とくらしを守るための財源を確保するために、全市職員の給与を一時的に削減するものである。

教育職員においては校長が5パーセント、園長、幼稚園以外の教頭が3パーセント、幼稚園教頭、主幹・指導教諭、教諭が2.5パーセント、新卒から5年目相当までの教員はカットなしとしている。事務職員においては4級5級が3パーセント、2級3級が2.5パーセント、1級は若手救済の観点からカットなしとしている。

なお、再任用教職員、常勤講師などの臨時的任用教職員、非常勤講師などの会計年度任用職員に対してはカットを行っていない。

次に、給与カットを行う期間について、校長が令和3年4月から、それ以外は令和3年7月からとなっており、現行の条例では令和4年3月31日までとなっている。

本条例等による給与カットで確保する財源の目安は全市で50億円と設定し、この目標額に到達した段階で給与カットを終了するものとしており、この度、来年度中で50億円への到達が見込める想定となったことから、校長においては令和5年3月31日まで、それ以外の者は令和4年10月31日まで期間延長することを市会に提案するものである。

(主な意見)

【教 育 長】給与カットで確保する50億円は本市の財源不足に充てるものではなく、緊急事態に備えた積立である。

(議決)

教育長が、議第32号 京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第33号 教育に関する事務に係る令和3年度京都市一般会計補正予算について

(事務局説明 福知 総務課長)

今回の補正予算では、増額補正4200万円と、債務負担行為の期間変更及び100万円の増額、そして一般財源から臨時交付金への財源更正を行う。

まず、増額補正として、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業についてである。

昨年度から、各学校園において感染症対策を実施しつつ教育活動を継続するため、衛生物品の購入費など、校園長裁量で迅速に活用できる予算を国及び府の補助により確保してきたところだが、このたび、夏季休業前後を中心に全国的に感染が拡大する状況があったことから、国及び府において1校園当たりの補助上限額が引き上げられることとなったため、これに対応し、必要な経費の補正を行う。

今回の補正予算では、校種及び学校規模に応じて、1校園当たり10万円～40万円の追加配分を行う。本経費については令和2年度に引き続き、令和3年度においても、各学校園における基礎的な感染症対策の徹底と、様々な制約の中での教育活動の継続と充実のため、必要不可欠な経費に有効活用している。

次に、債務負担行為補正についてである。

まず、地方公務員の定年引上げに係るシステム改修費の債務負担行為について、令和5年度まで期間を延長する。これは、国において、地方公務員法等の改正に係る法案の成立

が当初の予定より遅れたことで、システムの改修を令和4年度中に完了することが困難となり、支払予定の変更が必要となったため、債務負担行為についても期間の変更を行うものである。

次に、Internet Explorer サポート終了に伴うシステム改修の債務負担行為についてである。

Microsoft 社の web 閲覧用ソフトである Internet Explorer のサポートが令和4年6月に終了するため、教職員人給庶務事務システムの改修が必要となる。令和3年度に生じる経費については教育費全体の執行残から捻出して対応するが、令和4年度の改修内容反映時にも100万円程度の支払いが生じることから、必要な債務負担行為の設定を行うものである。

最後に、財源更正を11億100万円計上している。これは、市全体の財源を調整するため、行財政局の判断において、令和3年度当初予算に計上している事業について、一般財源から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金への財源更正を行うものである。

(主な意見)

【教育長】感染症対策等の学校教育活動継続支援事業の費用は各学校において喜ばれており、非接触型体温計の購入等、有効に活用いただいている。
令和2年度は今年度と比較して約3倍も多くを学校に配分しており、主な支出としては保健衛生物品や熱中症対策に必要な物品の購入、感染症対策のための空調機器の修繕等に費用を充てている状況である。

(議決)

教育長が、議第33号 教育に関する事務に係る令和3年度京都市一般会計補正予算について、各委員「異議なし」を確認、議決。

(3) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

- 11月4日 令和4年度人事異動方針説明
- 11月5日 第73回教育功労者表彰 広報発表
- 11月8日 第2回新美工ランドビジョン懇談会
- 11月9日 中学校長会 懇談会
- 10月23日 第37回京都市中学校総合文化祭
～11月14日

○事務局から当面の日程について説明

(4) 閉会

11時20分、教育長が閉会を宣告。

署名 教育長